

農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？



老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は…

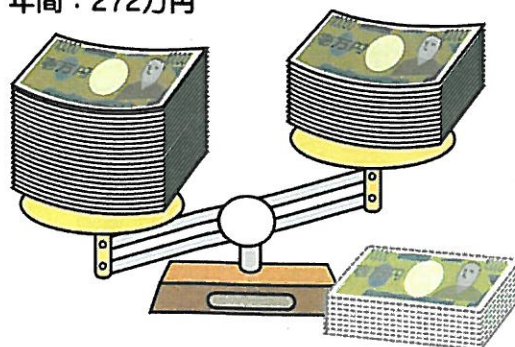


老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計費
年間：272万円

国民年金だけでは…
年間：158万円



年間：114万円(1か月あたり約10万円) **不足**

農業者年金は老後生活をはがっちりサポート



農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！ 保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、
通算すると最大で216万円

農業者年金の試算額

加入 年齢	納付 期間	試 算 額	
		性別	保険料2万円 保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円 136万円
		女性	79万円 118万円
30歳	30年	男性	60万円 90万円
		女性	52万円 78万円
40歳	20年	男性	35万円 53万円
		女性	31万円 46万円
50歳	10年	男性	16万円 23万円
		女性	14万円 20万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。

付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示（H21.4.1施行）により定められている率です。

保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税 率	保 険 料 の 額 が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

老後の備えは、
農業者年金で安心！

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは以下にお問い合わせ下さい。

青森県農業会議 TEL 017-774-8580 (農業者年金担当)

独立行政法人 農業者年金基金 TEL 03-3502-3942 (企画調整室)

2010年度版

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金

農業に従事する方なら広くご加入いただけます



国が支える。安心が大きくなる

担い手積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

あなたの老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！



国が支える。安心が大きくなる

農業者の方なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。(注)

農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は、将来受給する年金の原資となります。

旧制度(平成13年12月末まで)の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

(注) 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要となります。

少子高齢時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

保険料などの資産運用は、農業者年金基金が一元化的に行っており、国内債券を中心に複数の資産への分散投資を行うなど安全かつ効率的な運用を行っています。また、毎年6月末までに「付利通知」で個人ごとの付利結果や年金原資の積立状況をお知らせいたします。

(注) 運用の結果得られる年金原資が、加入者が納付した保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性の高い資産構成割合の採用や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにするため及び単年度の運用成績がマイナスとなった場合に備えるための準備金の仕組み(付利準備金)を導入しています。

保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます(月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択)。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。



終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額(年額12万円~80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税(支払った保険料の15~30%程度)につながります(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です)。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

保険料支払いによる節税効果の試算 (所得税・住民税)

税 率	保 険 料 の 額 が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

担い手積立年金(愛称)

農業の担い手には、 手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

保険料補助は次の3つの要件を満たす方が受けられます(※)

①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。

(旧制度加入者(脱退一時金又は特例脱退一時金を受給した者は除く)は、旧制度(平成13年12月末まで)の保険料納付済期間等も合算できます。)

②必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること

③下記の区分1～5のいずれかに該当する人

最長20年間、 保険料補助が受けられます

保険料の補助が受けられる期間は、

①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間

②35歳以上であれば10年以内

通算して最長20年間(補助額は最高216万円)です。

国庫補助額も自分の年金として 受け取れます

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

自分で積み立てた分は、65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

農業者老齢年金と特例付加年金



年金額の試算

保険料の月額を2万円とし、政策支援（保険料補助）を受けた場合の試算表です。付利率は上から、1%・2%・3%の場合をあげました。なお、保険料補助を受けられる要件は、3頁の（※）をご参照ください。

付利率1%の場合

単位:万円

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
50歳	10年	168	72	240	男	14.0	306
					女	12.0	325
40歳	20年	408	72	480	男	29.3	638
					女	25.2	682
30歳	30年	588	132	720	男	46.3	1,010
					女	39.8	1,078
20歳	40年	744	216	960	男	65.4	1,425
					女	56.0	1,517

付利率2%の場合

単位:万円

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
50歳	10年	168	72	240	男	15.5	338
					女	13.2	359
40歳	20年	408	72	480	男	34.1	743
					女	29.3	794
30歳	30年	588	132	720	男	57.1	1,245
					女	49.0	1,327
20歳	40年	744	216	960	男	85.4	1,861
					女	73.0	1,979

付利率3%の場合

単位:万円

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
50歳	10年	168	72	240	男	17.1	373
					女	14.6	396
40歳	20年	408	72	480	男	39.8	867
					女	34.2	926
30歳	30年	588	132	720	男	70.7	1,541
					女	60.6	1,642
20歳	40年	744	216	960	男	112.6	2,454
					女	96.2	2,607

●65歳以降の年金額を計算するための予定利率は1.55%で計算しています。●年金額は65歳裁定における年金額(年額)で農業者老齢年金と特例付加年金を合算した金額であり、年金受給総額は農業者年金加入者の65歳での平均余命を考慮し、男性86.8歳、女性92.1歳まで生存した場合の受取総額です。●国庫補助額は、もっとも有利な政策支援を受けた場合の金額です。●40歳を超えて加入し、保険料補助を受けるためには、旧制度の保険料納付済期間等と合算して20年要件を満たす必要があります。

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、
農業者年金基金(03-3502-3942)に直接お問い合わせください。

この資料は概要を説明したものです。ご加入の際には、「農業者年金に関する重要事項のご案内」を必ずご覧ください。